議案第４６号

記録の提出拒否に対する告発について（案）

上記の議案を別紙のとおり行橋市議会会議規則第１３条の規定により提出する。

令和５年　６月　６日

提出者　市議会議員　　小　堤　千　寿

提出者　市議会議員　　矢　野　潤　一

提出者　市議会議員　　徳　永　克　子

提出者　市議会議員　　豊　瀬　　尉

提出者　市議会議員　　田　中　建　一

提出者　市議会議員　　鳥井田　幸　生

提出者　市議会議員　　藤　本　廣　美

提出者　市議会議員　　澤　田　保　夫

提出者　市議会議員　　井　上　倫太郎

提出者　市議会議員　　西　田　憲　司

提出者　市議会議員　　小　見　祐　治

記録の提出拒否に対する告発について（案）

地方自治法第１００条第９項の規定により、以下のように告発する。

１ 告発人及び被告発人

（1）告発人

行橋市議会議長　小原　義和

（2）被告発人

行橋市長　　工藤　政宏

２　告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第１００条第３項に該当すると認められるので、同条第９項の規定により告発する。

３　告発の事実

被告発人は、本市議会から、地方自治法第１００条第１項に基づき、令和５年２月２２日を期限として、記録を提出するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、提出しなかったものである。

４　告発に至った経緯

本市議会では、令和元年度、２年度、３年度の職員採用試験に関する行政情報について捜査機関及び報道機関に対して情報提供があったのか否か、また、情報提供の事実が確認された場合、手続きが適切なものであったのかどうか、それらの事実関係を調査することを目的として、令和４年１２月２３日に職員採用試験における行政情報の取り扱いに関する調査特別委員会を設置した。調査の結果、令和４年１０月９日に警察官２名が来庁し、採用情報に関する資料の提供をした

ことが証言により明らかとなったため、本市議会は地方自治法第１００条第１項の規定により、令和５年２月８日を期限として、行橋市に対して「令和４年１０月９日（日）に来庁した警察官２名に提供した資料の一覧」の提出を求めたところ、行橋市からは「所管において不存在」という理由を示し、提出をしなかった。被告発人が持っているとの証言があったため、改めて被告発人に対し、令和５年２月２２日を期限として「令和４年１０月９日（日）捜査機関の行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類（押収品目録の記載のある領置調書等）」の提出を求めたところ、被告発人からは「捜査権の行使に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、個人情報保護の観点に照らし、提出は差し控えさせて頂きます。」と回答があり、提出をしなかった。その後、令和５年３月９日に行った証人喚問の中で被告発人から目録を出す方向性で考えているとの証言があったが、令和５年４月１４日に開催した委員会の中で被告発人から刑事訴訟法第４７条を理由に提出を拒否した。被告発人が示した記録の不提出の理由は、いずれも正当なものとは認められないことから、地方自治法第１００条第９項の規定により告発を行うものである。